

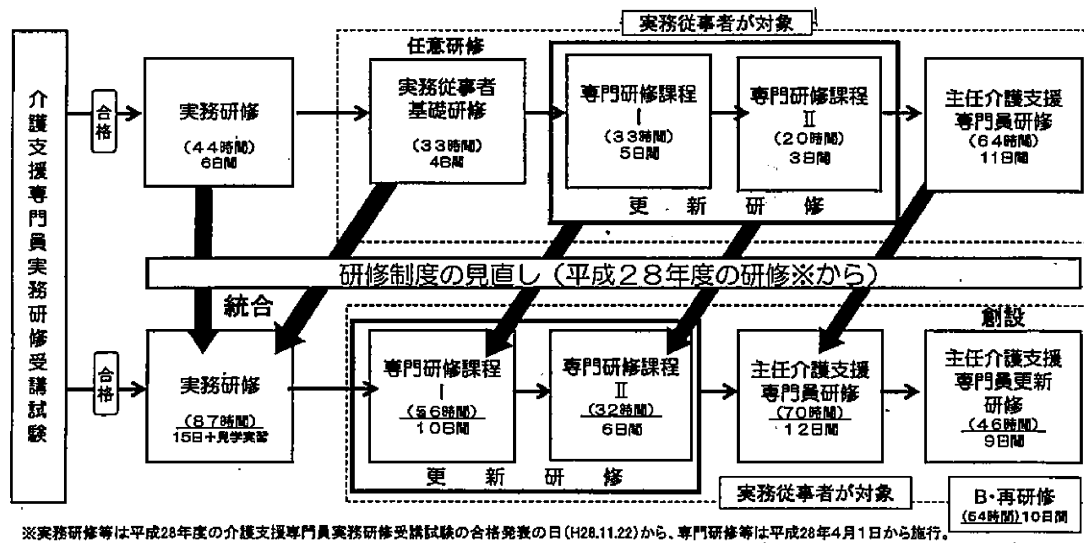
特定事業所加算の算定に係る追加の届出について

H28.10 兵庫県健康福祉部介護保険課

○介護支援専門員研修カリキュラムの見直し

国の介護支援専門員の資質向上と今後のあり方検討を踏まえ、平成28年度より介護支援専門員及び主任介護支援専門員の研修カリキュラムが大幅に見直されると共に、主任介護支援専門員に更新制が導入され、「主任介護支援専門員更新研修」が創設されました。

※【参考：「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成26年7月4日付け老発0704第2号及び平成27年2月12日付け老発0212第1号 厚生労働省老健局長通知）】



※実務研修等は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日(H28.11.22)から、専門研修等は平成28年4月1日から施行。

○介護支援専門員実務研修における「見学実習」の実施

平成28年度より、介護支援専門員実務研修受講試験の合格者に対して実施する実務研修（全15日間。指定研修実施機関：県社協 社会福祉研修所）に、ケアマネジメントの実践現場の実態を認識するための「見学実習（3日程度）」が導入されます。（科目名：ケアマネジメントの基礎技術に関する実習）

※局長通知（別紙）「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」

（別添1）「介護支援専門員実務研修実施要綱」より抜粋

4 研修実施上の留意点

(1) 研修実施方法

イ 実習における留意点

実習先としては、特定事業所加算を取得している事業所のような指導体制が整っている事業所で行うことが適切であり、主任介護支援専門員が配置されている事業所に協力してもらうことが適当である。

実習に当たっては、一つの事例だけではなく、複数の事例についてケアマネジメントプロセスを経験することが効果的であり、アセスメントからモニタリングまでの一連のケアマネジメントプロセス（同行等による利用者の居宅訪問、サービス担当者会議開催のための準備や当該会議への同席も含む）を経験することが適当である。なお、実習期間中にサービス担当者会議が開催される機会がなく、会議に同席できなかった場合には、実習先の指導者によって、サービス担当者会議の準備や会議当日の議事進行の方法等を説明することにより理解を促すこと。

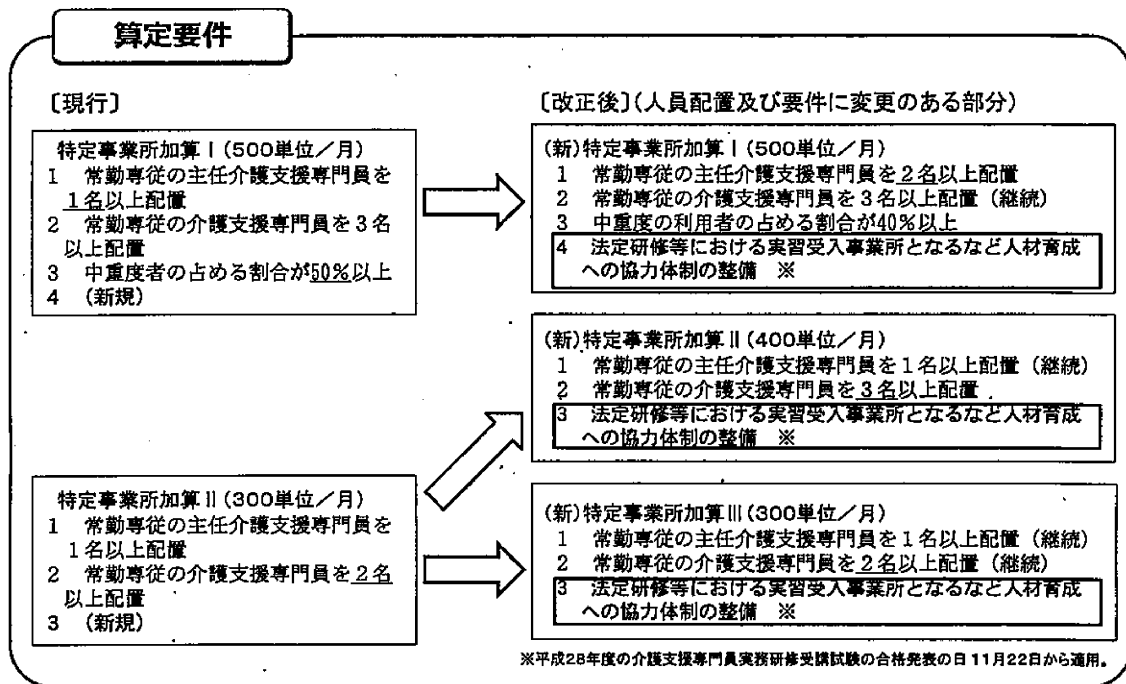
○H27.4 特定事業所加算の見直し

◇算定要件の追加適用

介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。(平成28年度介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日(=平成28年11月22日)から適用)

兵庫県では、主任介護支援専門員を配置し、特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所を見学実習の実習受入協力事業所(以下「協力事業所」という。)として登録のうえ、「実習受入協力事業所一覧」を作成します。

実習生は、各自で、一覧から希望する協力事業所に連絡を取り、実習日程等を調整します。



○特定事業所加算の算定に係る追加の届出について

現在、すでに特定事業所加算を取得されている事業所についても、改めて「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要となります。

1 まず、実務研修における見学実習受入協力事業所の登録申請を行ってください。

①「兵庫県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要綱」に基づき、「兵庫県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書」(様式第1号)〔別紙参照〕を県介護保険課あて提出してください。

<提出・問合せ先>

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県健康福祉部高齢社会局 介護保険課 計画調整班

TEL 078-341-7711 (代) (内 3109, 3110)

<提出期限>

平成28年11月2日(水) ※切厳守願います。郵送可、FAX 不可

②県介護保険課にて、協力事業所に対し「兵庫県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録決定通知書」(様式第2号)〔別紙参照〕を発行します。

来月開催予定の実習受入協力事業所説明会(P4参照)において、「登録決定通知書」の交付を予定していますので、提出期限の厳守にご協力願います。

2 次に、加算届（介護給付費算定に係る体制等に関する届出書）を提出してください。

＜提出書類＞

- ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・変更届出書」
 - 異動等の区分 → 2 変更
 - 異動(予定)年月日 → H28. 11. 22
 - 異動項目(変更の場合) → 特定事業所加算
 - 特記事項【変更後】 → 実習受入協力事業所の登録
- ・(別紙1)「介護給付費算定に係る体制状況等一覧表」(NO. 43 居宅介護支援)
 - 特定事業所加算 → なし、加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの別
- ・(別紙10-2)「特定事業所加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)」※新様式【別紙参照】
 - 届出事項⑫ → 「有・無」の記入
- ・県発行「兵庫県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録決定通知書」の写し

＜提出・問合せ先＞

事業所を所管する県民局（健康福祉事務所）、神戸市・姫路市・尼崎市・西宮市の担当課

＜提出期限＞

平成28年11月30日（水）※切厳守願います。郵送可

要綱、申請様式等、詳しくは「兵庫県ホームページ」をご覧ください。

☆兵庫県トップページ

＞暮らし・環境＞健康・福祉＞高齢者＞

＞介護保険居宅サービス事業所などについて

＞介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出について → 「届出様式」へ

＞特定事業所加算について ← ※近日中に整備予定

＞介護支援専門員について

＞介護支援専門員研修 実務研修 ← ※近日中に整備予定

☆神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市内事業所については、各市ホームページを確認願います。

【留意事項】

- ①協力事業所登録申請書は、「実習受入協力事業所一覧」の作成・公表の同意書を兼ねていますので、その点ご了承ください。一覧の配付については実習生に限った取扱としますが、法人名、事業所名（住所・TEL・FAX）、主任介護支援専門員の人数等について情報掲載の予定です。
- ②見学実習を担当した主任介護支援専門員（実習担当者）は、「主任介護支援専門員更新研修」の受講要件を満たす取扱としますので、実習受入後は、別途、県介護保険課へ見学実習実施報告書の提出を求めます。
- ③協力事業所の登録について、今後、実習担当者である主任介護支援専門員の異動や氏名変更、法人名、事業所名の変更等があった場合は、速やかに、各指定権者へ通常どおり変更を届けると同時に、県介護保険課へ「兵庫県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録変更申請書」（様式第3号）を提出してください。県にて、変更後の新しい「登録変更承認通知書」（様式第4号）を交付します。
なお、各指定権者への初回以降の加算の届出については、加算の取り下げや登録取消の場合を除き、不要とします。
- ④県が発行する「登録決定通知書（原本）」は、指導・監査における検査対象書類となりますので、各事業所にて大切に保管願います。

⑤今後、加算を取得しようとする事業所については、加算を取得しようとする月の2か月前までに、県に協力事業所登録申請書（様式第1号）を提出してください。

例）平成29年4月から加算取得を予定している場合、平成29年1月31日までに登録申請書を提出して「登録決定通知書」の交付を受け、平成29年3月15日までに加算届を提出。

○「実務研修見学実習受入協力事業所説明会」の開催

下記の日程により、見学実習受入協力事業所説明会の開催を予定しています。（正式な関係通知は、H28.10.1現在の加算取得事業所（神戸市内事業所を含む）あて、10月中旬の発出を予定。）

加算の算定にあたっては、説明会への出席を必須としますので、必ず3会場のいずれかに出席願います。各説明会場において、県発行「登録決定通知書」の交付を予定しています。

※万が一、説明会を欠席された場合、特定事業所加算の算定は認められない取扱とします。

◇介護支援専門員実務研修見学実習受入協力事業所説明会【開催日程表】◇

開催会場	日時	会場	対象事業所の所在地 (所管県民局)
神戸会場	11月11日(金) 13:30～16:00	兵庫県庁 西館大会議室 神戸市中央区下山手通5-10-1 TEL 078-341-7711 (内3110)	阪神南、阪神北、淡路 北播磨(三木市、小野市、加東市) 及び神戸市、西宮市、尼崎市
姫路会場	11月14日(月) 13:30～16:00	兵庫県立姫路労働会館 姫路市北条1丁目98 TEL 079-223-1981	東播磨、中播磨、西播磨、 北播磨(加西市、加東市、西脇市) 及び姫路市
但馬会場	11月15日(火) 13:30～16:00	兵庫県立但馬長寿の郷 養父市八鹿町国木594-10 TEL 079-662-8456	但馬、丹波 北播磨(多可町)

※参加者は、実習を担当する主任介護支援専門員、1事業所あたり原則1名、最大2名までとします。

※会場定員の都合がありますので、できる限り上記に指定の会場へ出席願います。

(やむを得ない場合に限り、指定会場以外での出席を認めます。会場変更の際には、必ず県介護保険課まで、事前の連絡をお願いします。)

※神戸・姫路会場には、駐車場がありません。公共交通機関をご利用いただくか、周辺の有料駐車場をご利用ください。

<見学実習受入協力事業所説明会の概要(予定)>

- ・「見学実習受入の手引き(仮題)」の配付
- ・兵庫県からの説明・・・研修カリキュラムの見直し、特定事業所加算、実習の概要等について

【実習受入期間】

平成29年2月末～5月上旬頃のうち、3日程度。(日数、時間数の区切りに厳密な規定なし)
具体的な日程については、事業所と実習生との調整により決定。

【受け入れる実習生の数】 1事業所1～3名を想定(合格者数に応じて年度により変動あり)

【実習費】 1人あたり3,000円

実習に係る経費として、実習生より事業所が直接徴収し、領収書を発行する。

- ・兵庫県介護支援専門員協会からの説明・・・

見学実習の進め方(受入準備、実習の実施、実習後の振り返り等)について

<実習受入に関する事務の流れ（予定を含む）>

時 期	内 容
H28. 10月12～26日 10月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団指導（西宮・加古川・尼崎・丹波・姫路）にて事前のアナウンス ・ 「実習受入協力事業所の登録申請について」通知文を送付 （H28. 10. 1現在の加算取得事業所（神戸市内事業所含む）あて）
11月2日〆切	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所の登録申請（様式第1号）
11月 11月22日 11月30日〆切	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が、申請に基づき協力事業所として登録を決定（様式第2号） ・ 見学実習受入協力事業所説明会への参加 （11/11 神戸、11/14 姫路、11/15 但馬） ※H29. 2月末～5月上旬の実習受入期間までに加算の新規取得を予定している事業所については、今年度の説明会にご出席ください。 ・ 平成28年度（第19回）介護支援専門員実務研修受講試験合格発表 ・ 各指定権者に加算届を提出
H29. 1月10日～ 2月下旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実務研修スタート ・ 実習生は、研修第8日目「実習オリエンテーション」にて、見学実習について事務局より説明を受ける。「実習ノート」の配付
2月末～5月上旬 5月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実習生は「実習受入協力事業所一覧」により、受入について事業所と調整 ・ 実習受入、実習修了 ※事業所（実習担当者）は、実習修了後すみやかに、県へ見学実習実施報告書（様式別途）を提出 ・ 実習生は、研修第10日目、研修実施機関へ「見学実習報告書」（実習ノート）を提出

【問合せ先】兵庫県健康福祉部高齢社会局 介護保険課 計画調整班
TEL 078-341-7711（内線 3109、3110）

(様式第1号)

年 月 日

兵庫県健康福祉部高齢社会局
介護保険課長 様

所在地
法人名
代表者職氏名



兵庫県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書

介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所の登録について、下記のとおり申請します。
介護支援専門員実務研修における見学実習の受入にあたり、「実習受入協力事業所一覧」
として、法人・事業所等の情報が実習生に限り情報提供されることについて同意します。

申 請 者	ふりがな							
	事業所名称							
	事業所所在地	(郵便番号 -)						
	連絡先	TEL				FAX		
		E-mail以下						
	管理者氏名	氏名				指 定 年月日	年 月 日	
	特定事業所加算	I・II・III・取得予定			主任介護支援 専門員の総数	人		
	実習担当者 (主任介護支 援専門員)の 登録番号・氏 名	登録番号				氏 名		
		登録番号				氏 名		
		登録番号				氏 名		
※実習担当者の登録は、最大3名までとします。								
実習1回あたり の受入可能人数	人			実習受入 可能回数	① 1回のみ可 ② 2回以上でも可			
実習受入に関す る希望等								

【添付書類】


- ・実習担当者の介護支援専門員証 (写し)
- ・実習担当者の主任介護支援専門員研修修了証または主任介護支援専門員更新研修修了証 (写し)

(様式第2号)

介第 号
年 月 日

(事業所名)

様

兵庫県健康福祉部高齢社会局介護保険課長 

兵庫県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所
登録決定通知書

年 月 日付けの実習受入協力事業所登録申請については、以下のとおり登録することに決定しましたので、通知します。

1 登録事業所

(1) 事業所番号

(2) 名 称

(3) 所在地

2 登録年月日 年 月 日

3 登録番号 第 号

4 実習担当者(主任介護支援専門員)登録番号・氏名

5 備 考

上記の登録事項に変更が生じた際には、速やかに登録変更申請書(様式第3号)を提出すること。

特定事業所加算に係る届出書 (居宅介護支援事業所)

当てはまるものに○をつけること。
有・無については、いずれかに○をつけること。

事業所名	
異動等区分	1 新規 2 変更
届出項目	1 特定事業所加算 (I) (②以外の全てを記入すること) 2 特定事業所加算 (II) (②~⑤、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫の全てを記入すること。) 3 特定事業所加算 (III) (②~⑤、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫の全てを記入すること。)

届出項目が「1 特定事業所加算 (I)」の場合は①を、「2 特定事業所加算 (II)」 「3 特定事業所加算 (III)」の場合は②を記載すること。

- ① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置している。
- ② 常勤かつ専従の主任介護支援専門員等を1名以上配置している。

③ 介護支援専門員の配置状況

介護支援専門員	常勤専従	人	※主任介護支援専門員以外の常勤専従の介護支援専門員の員数
---------	------	---	------------------------------

- ④ 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。
- ⑤ 24時間常時連絡できる体制を整備している。
- ⑥ 利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上

申請月の前月の利用者の状況

	利用者合計(f)	要介護1 (a)	要介護2 (b)	要介護3 (c)	要介護4 (d)	要介護5 (e)	要介護3~5の合計(g)	要介護3~5の割合(h)
() 月	人	人	人	人	人	人	人	%

※(f)=(a)+(b)+(c)+(d)+(e)、(h)=(g)÷(f)×100

- ⑦ 介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。
- ⑧ 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。
- ⑨ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。
- ⑩ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用の有無
- ⑪ 介護支援専門員1人当たり (常勤換算方法による) の担当利用者数が40名以上の有無
- ⑫ 介護支援専門員実務研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制が整備されている。
(※平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)

申請月の前月の状況

	利用者数 (a)	介護支援専門員数 (常勤換算) (b)	1人あたりの利用者数(a)÷(b)
() 月	人	人	人

※ 主任介護支援専門員研修課程修了書の写し、24時間連絡体制が確認できる書面 (マニュアル、連絡網等)、研修の実施計画及び実施状況を示した書面、地域包括支援センター等が開催する事例検討会への参加記録、特定事業所集中減算判定票・特定事業所集中減算集計票(別紙10-3)、兵庫県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録決定通知書の写しを添付すること。